

エコアクション21の運営に関する検討委員会（第1回）

議事要旨

1．開催日時 平成27年7月1日（水）13：30～15：30

2．開催場所 経済産業省 別館104号会議室

3．出席委員

（委員）

白石 順一 委員長、佐藤 泉 委員、空岡 正英 委員、竹ヶ原 啓介 委員、

千葉 貴律 委員、古田 清人 委員、和貝 享介 委員

（オブザーバー）

一般財団法人持続性推進機構 森下 研氏

（環境省）

総合環境政策局環境経済課 大熊課長、齋藤課長補佐、永宮環境専門調査員

4．議事

1 開会

2 議題

（1）事業の実施状況（報告）

- 平成26年度エコアクション21認証・登録制度 事業報告
- 平成27年度エコアクション21認証・登録制度 事業計画

（2）制度運営に関する事項（報告）

- エコアクション21認証・登録制度実施要領等の改訂について
- エコアクション21ガイドライン改訂作業部会について

（3）その他

- エコアクション21普及パンフレットの紹介
- エコアクション21 CO2削減(Eco-CRIP)事業の紹介

3 閉会

5．議事要旨

会議は非公開で行われた。

議題（１）について

- ・エコアクション21中央事務局より、エコアクション21認証・登録制度に関する昨年度の実施状況及び本年度計画について、配布された資料を基に報告され、了承された。

（説明を受け委員からの主な意見）

エコアクション21の基本管理システムが稼働したということで、このデータ収集だけでなく、例えば県別とか業種別とか規模別とかの傾向を見るなど様々な分析を行い、今後の普及策などにぜひ積極的に活用されたいと思います。

一昨年度、千葉大学のインターンに、詳細分析を実施していただいておりますが、今後も継続的に実施していきたいと考えている。特に8,000社のデータと1回ごとの審査状況等が全て紐付いておりますので、審査人の対応状況なども含めて様々な分析ができると思いますので、そういった分析にも活用させていただきたいと思います。

登録数の増減の件について、特定の損害保険会社の代理店が一斉に加入して、一斉に返上したという、かなり特殊な事情が介在していると以前にご説明いただいたと思いますが、それ以外の全体的な傾向は変わらないのでしょうか。

以前は1,000件以上ありました新規登録数が現在半数程度でございますので、厳しい状況ではあるということです。認証の返上に限っては、特に平成24年、25年、それから昨年度上期ぐらいまでは、当該損害保険会社の影響が大きかったと考えておりますので、今年度以降はもう少し返上が減るのではないかと予測しております。

中小規模の製造業などの地道にPDCAを回すことで効果が実感できる業態がしっかり残っているのであれば、必ずしも悲観するような状況ではないと思います。

認証件数の中で、廃棄物処理業者の優良化との関連での伸びと、伸びの今後の動向はどうでしょうか。

現在、7,500～7,600の認証・登録のうちの23%ぐらいにあたる2,000件ほどが、産廃業であります。従って、しっかりした事業者はほぼ取り終わったのではないかと考えています。一般の製造業や流通業の中では、優良認定を受けた事業者にのみ産廃処理を任せないという状況にはなっていないため、環境省の環境配慮契約法を背景に産廃課等々と普及を進めていくことで、この分野のみで1,000ぐらいは増やすことが可能かと考えています。

平成26年度の自治体イニシアティブ・プログラムにおける認証事業者数が二桁に落ち込んでいるが、今年度の事業計画上は自治体を巻き込んだ改善策等を考えていますか。

環境省が昨年度作成したパンフレット（全国10地域の自治体および、それぞれの地域の

優良な事業者の事例を一個ずつ、計20事例を掲載。)に掲載地域に合わせて、今年度のEco-CRIP事業の説明会を開催。また、全ての自治体(市と都道府県)、それから全ての市銀、全ての信金、全ての信組に説明会の案内を送付したところ多くの自治体、金融機関が説明会に参加いただきました。説明会時には、ほかの自治体の取組事例として、当該パンフを使った説明をするとともに、環境基本計画や地域温暖化防止計画の中にエコアクションを組み込み、数値目標をつくっている事例や、補助金制度、市内の認証・登録事業者の全環境活動レポートを市立図書館に蔵書するなどの取組を紹介させていただきました。その結果、説明会直後に約10の自治体や信金、信組等が、当該地域で自治体イニシアティブ・プログラムもしくは関係企業グリーン化プログラムに関するセミナーを実施したい旨申し出をいただきました。佐藤委員も中環審と産構審の中で御発言いただいた件でもありますが、特に国のCO2目標が定まったことも踏まえて、地域温暖化防止行動計画の中に、エコアクションを位置づけて、具体的な数値をどう出していくのかというようなところを、環境省とも協議、連携のうえ、取組を強化していきたいと考えています。

ステッカーを今年度新規に作製するという事で、本日図柄等の説明があると聞いていますが、費用についてはどこに計上されているのか。

業者のステッカーの費用については、今年度の予算で10周年記念事業の中に入れさせていただいていますが、玄関等に飾っていただくプレートが対象で、ステッカーそのものは有償配布を考えておりますので、費用としては特段計上していません。

議題2について

- ・ エコアクション21認証・登録制度の運営に関する事項として、エコアクション21中央事務局より認証・登録制度実施要領等の改訂について説明され、了承された。また、環境省よりガイドライン改訂作業部会の構成について説明され、了承された。

(説明を受けての委員からの主な意見)

事業計画中においても、審査人のレベル向上を図ることが大きな柱としてありますが、審査人の選任を地域事務局が行うことで、地域によって審査人の人数のバランスやレベルの差が生じてくるかと思いますが、そういった問題点というのは現時点で把握されていますでしょうか。

全国で30~50名ぐらいの各地域において指導的立場にある審査人や研修の実施等が可能な審査人を集めて、有効性の審査やお客様の役に立つ審査をしっかりと身につけさせるということを計画しています。遠隔システムやワークショップ等を録画した研修ビデオ等も

活用して、厳選した約50人の研修をしっかりと実施し、研修を受けた人が地域に帰って同様の研修を企画するというようなことを実施していきたいと考えています。

審査人の人数バランスについては、お客様にご請求する交通費と審査費用の関係などの課題がありますが、少し審査人の流動化を試験的に実施し、審査人の質の担保を図っていきたいと思います。

これまでで現実に、判定委員会において、この審査ではだめだというような判定が出されたケースはありますか。直接認証の返上につながったケースはありますか。

判定委員会では、是正すべき点を指摘しますので、基本的には、是正後に是正点を確認した上で認証・登録という形になります。認証取り消しになったケースは、判定委員会による審議ではなく、既に規程上取り消さざるを得ない重大な事項（例えば、不法投棄や談合による指定停止など）が要因であり、そういう場合には即時に認証の一時停止ということになり、判定委員会には報告のみとなります。

判定はA～Dの4段階であるが、D判定になるのはこういったケースでありますか。

重大な環境法規に関する違反がある場合がこれに該当します。1回限りの届出の忘却や水質基準オーバーなどでなく、本当に重大な環境法規の違反があるということです。また、正当な理由がなく、CO2や廃棄物、水の目標を全く策定していないという場合です。基本的には、これらのケースでは、判定まで上がってくるということはないと思っています。ガイドライン改訂に関する検討の方向性等は、既に素案がありますか。それとも全く白紙の状態ですか。

今まさに事務局と改訂の方向性に関する素案を策定中です。ただし、第1回の作業部会及び分科会では、環境省の素案として幾つかのメニューを用意する予定です。当然、その中には環境省の目指したい方向が含まれますが、10年以上運用している制度でありますので、2009年の改訂検討と同じように、より環境負荷を削減するために事業者にもっと要求を増やしていくのか、または、その趣旨を踏まえつつ、よりわかりやすいものにしていくのか、そういった幾つかメニューを用意した上で、各会の中でご議論の上、最適解を決めていきたい。

大手企業としては、日本国内の中小企業の環境に対する取組に関しては、かなり満足しているレベルであると思っています。大手企業の一次取引先に関しては、取引条件になっていることもあり、大体の企業が第三者認証を受けています。サプライチェーンにおける二次、三次の取引先については不透明な部分ではありますが、大手企業としては、ほかに気を使わなければいけないことも多く、日本国内のサプライチェーンは比較的安心してみて

いるというのが実態であると思っています。そのような背景の中、ガイドラインを改訂するのであれば、認証・登録事業者数を増やしていくには、エコアクション取得によるインセンティブを含めた大きな枠組みを議論すべきだと思います。自治体による様々なプログラムや産廃の優良業者との連携も一つのインセンティブとしていいことだと思いますが、そのような具体策をもっと考えていかないといけないと思います。

新規の認証・登録事業者数が減っていることや審査員の人材確保が難しいことを考慮すると、審査を厳しくする方向でガイドラインを改訂すべきではなく、まじめに取り組んでいる企業がインセンティブを受けられる仕組みが必要であると思います。今後、温暖化も含めて、少し法規制の強化が進むことが予想されるなか、要求事項や評価システムをある程度柔軟に考えることで、「環境活動レポート」という要求事項のあるエコアクションがより有用なガイドラインと捉えてもらえるのではないかと思います。

情報開示分科会で議論する内容と思いますが、今、大企業の非財務情報の開示というのは、ディスクロージャーではなく、収益性の裏付けとなるマテリアリティの話が多くなっています。大企業でもかなり苦労しているマテリアリティ分析を中小企業に当てはめると、どんどん本筋から離れていく気がするので、中小企業に求める情報あるいは情報開示の前提となるEMSの対象などの守備範囲を親部会でしっかり固めないと、分科会の議論が上滑りしてしまう恐れがあると思います。その辺りについて、事務局としても留意いただきたい。

ガイドライン改訂案についてのスケジュールについて、ガイドラインを作成するということは、実施要領や手続についても早目に展開するということが必要かと思っています。スケジュールの中では、ガイドライン改訂後の記載がありませんが、例えば2017年度からこれと並行して実施要領等の改訂作業にも入られたほうがいいと思いますが、既に計画されているのでしょうか。

ご指摘のように、パブコメ案が出た時点で主要な規程類の改訂案を作成、4月にガイドラインが発行し、その後すぐ説明会、研修会に入りますので、そのタイミングまでには全て間に合わせるように作業を進めたいと思います。

ガイドライン改訂の方向性について、厳しくするかしないか、またインセンティブはどうするのかといった議論は作業部会で揉んでいただくということですか。あるいは第1回目のときに現状認識の共有を行い、実施者の意見も踏まえた叩き台を出して議論するということですか。

ある程度の叩き台は用意しようと思っています。内部での検討では、事業者に要求すべ

き項目を増やすのではなく、ガイドラインの趣旨を斟酌してより使いやすいものにし、そこで価値を見出していくべきと考えています。より使えるものにすると同時に、制度の内部的な問題をストレッチする方向で、現在叩き台を検討している状況です。

議題3について

ロゴマークの件について、登録企業のwebページには大体使用されると思われる。普及という観点からもWebページへの掲載は目に止まるという意味で、かなりメリットが大きいと思いますので、使用する場合のロゴ使用規程や使用の手引き等を明示したほうが良いと思います。

Eco-CRIPとは、今年度までの事業ですか。それとも永久に続く事業ですか。改訂後のガイドラインとEco-CRIPとの二つの制度が存在するのであれば、そのバランスはどうか。

Eco-CRIPとは、エコアクション21の仕組みである審査・登録の仕組みや地域事務局の仕組みを使って、実際に検証可能な形でCO2削減を試みてもらう事業で、先着順で国の補助が受けられ、事業者は無料で参加できるものです。Eco-CRIPという形で専門家を派遣することを入り口にして、継続的な取組を実施するうえで必要となるエコアクション21の認証・登録等にぜひ進んでほしいと考えています。

改訂版ガイドラインの設計にも直に関わってくる話ですが、こういった専門家派遣によるコンサルなどでコスト削減を実感することができるのであれば、エコアクション21取組のいいきっかけになると思います。また、エコアクション21の優良事例で掲載されている事業者はやはり環境コミュニケーション大賞においても、何らかの賞を受賞している事業者が目立ちます。今後、環境コミュニケーション大賞との連携を深めることやコスト削減、自治体ツールとの連携といったインセンティブについても、製造業と非製造業で異なる施策を出すというのも一つの考えではないかと思います。

次回以降の開催時期についてですが、今回と同様になるべく年度の前半に開催できるようお願いします。

以上